後見支援預金特別約定

令和４年４月１日現在
岡 崎 信 用 金 庫

後見支援預金は、当金庫ホームページでご確認いただける「普通預金規定」（以下「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

１．（利用対象者）
　家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。
２．（取扱店の限定）
　口座取引店のみを窓口として取扱うものとします。
３．（取引の方法）
　すべての取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。
４．（自動支払い）
　この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。
５．（キャッシュカードの取扱い）
　キャッシュカードは発行できません。
６．（ＡＴＭ利用）
　ＡＴＭでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。
７．（手数料の取扱い）
（１）当金庫所定の口座開設手数料が掛かります。
（２）当金庫所定の口座管理手数料が掛かります。
（３）未利用口座管理手数料の対象外となります。
８．（死亡時等の取扱い）
　この特約は、以下の事由による場合にのみ、当金庫所定の手続きにより解約することができます。
（１）被後見人が死亡した場合
（２）家庭裁判所による「指示書」に基づく場合
（３）成年被後見人の後見開始取消審判が確定した場合
（４）未成年後見の場合で、未成年被後見人が成人に達した場合など、法定後見制度の適用外となった場合（婚姻により成年に達したとみなされた場合を含みます）
（５）法令の改正等により、この預金の取扱いを継続することができないと当金庫が判断した場合
９．（適用条件）
（１）この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
（２）特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
（３）この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。
１０．（約定の変更）
　当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この約定を変更できるものとします。

以　上